

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報について

2018年度 本社／熊本事業所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の2に基づき、本社／熊本事業所の産業廃棄物焼却施設の維持管理に関する情報を2018年7月分より公表いたします。当該焼却施設は、一般財団法人 化学及血清療法研究所の所有であったもので、2018年7月1日に弊社にて譲受許可を取得しております。

イ. 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量：種類は「廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ」

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
焼却量	kg	—	—	—	9,378	7,798	3,114	5,622	3,709	0	294	2,091	5,704	37,710

ロ. ①燃焼中の燃焼ガスの温度、②集じん器に流入するガスの温度、③排ガス中の一酸化炭素濃度

- (1) 当該測定を行った位置：①燃焼室、②集塵機入口排ガスライン、③煙突入口
 (2) 当該測定の得られた年月日：2018年7月1日～2019年3月31日
 (3) 当該測定の結果：一日の平均値の月平均値

測定項目	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度 平均値
① 燃焼中の燃焼ガスの温度	800℃以上	℃	—	—	—	832	834	830	837	834	—	827	831	833	832
② 集じん器に流入するガスの温度	おおむね200℃以下	℃	—	—	—	195	195	195	194	195	—	195	195	195	195
③ 排ガス中の一酸化炭素濃度	100ppm以下	ppm	—	—	—	27.0	22.0	17.0	12.5	13.5	—	2.7	8.4	10.1	14.2

ハ. ばいじんの除去を行った日

ばいじんは、焼却施設稼働中に自動で排出されます。

ニ. 排ガス中のダイオキシン濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）

	基準値	単位	ダイオキシン濃度	ばい煙濃度1回目	ばい煙濃度2回目
排ガスを採取した位置			煙突入口	煙突入口	煙突入口
排ガスを採取した年月日			2018/8/1	2018/8/1	2019/3/4
結果が得られた年月日			2018/9/13	2018/9/13	2019/3/20
ダイオキシン	10以下	ng-TEQ/m ³ N	0.19		
ばい煙量 又は、ばい煙濃度	ばいじん	0.25以下	g/m ³ N	0.01	0.08
	塩化水素	700以下	mg/m ³ N	22	18
	窒素酸化物	250以下	ppm	122	95
	硫黄酸化物	K値14.5で測定される排出基準 測定値	m ³ N/h m ³ N/h	4.4 0.085	4.5 0.078

※排ガス中のダイオキシン濃度、ばい煙量又はばい煙濃度については、測定を実施後その結果を記載。